

攻めの農業実践緊急対策事業

長野県事業計画書

事業実施主体名:長野県農業再生協議会

事業実施年度:平成26年度

(別添様式) (別記様式第3号関係)

攻めの農業実践緊急対策事業 都道府県事業計画

長野県 農業再生協議会

策定： 26 年 7 月 28 日

変更： 年 月 日

目標年度：平成27年度

第1 地域の農業生産に係る現状と課題

農業者の減少と高齢化が急速に進み、今後もこの現象が続くことが見込まれることから、新たな担い手の更なる確保・育成や他産業との強いつながりによる産業としての広がり形成、企業的な経営感覚を持って農地の集積に取り組む経営体の育成、などによる経営基盤強化と、それらの経営体を中心となりえる農業構造をつくりだす。

第2 攻めの農業実践に向けた基本的な取組方針

意欲ある農業者が本県の多様な気候や立地条件を活かして、農地を効率的に活用し、農産物の安定生産、オリジナル性、高品質生産を図るとともに、低コスト・高収益な産地体制への転換により、競争力の高い農業の展開を目指す。
このため、機械利用体系の効率化、高収益作物への作付転換及び集出荷施設等の再編合理化の推進に必要な機械・設備の導入等を推進する。

第3 機械利用体系の効率化に向けた取組方針

担い手農業者（認定農業者、集落営農組織、担い手就農者）への農地・農作業の集積・集約化等に伴う機械作業の集約化を図り、生産の効率化と生産コストの低減に取り組む。
農業機械の導入にあたって助成対象者は、長野県高性能機械導入計画に基づき、機種選定及び規模決定の根拠を明確にし、生産効率化プラン及び高収益プランを作成することとする。

第4 高収益品目等の導入に向けた取組方針

事業実施地域の既存作物よりも高収益となる作物への転換・生産拡大、同一作物であっても施設化・作型転換によって高収益となる作物の生産拡大に取り組む。

特に、中山間地域（中山間地機等直接支払交付金実施要領の第4に定める地域）における、高収益作物・品目の推進のための施設整備等に優先的に取り組むものとする。

第5 集出荷・加工処理体制の合理化に向けた取組方針

複数の集出荷・加工処理施設の機能集約とそれに伴う施設の機能強化、施設の用途変更等に取り組む

第6 平成26年度事業計画総括表

基金造成額

796,558千円

過年度実施額

今年度計画額

(単位：千円)

協議会名	取組に係る助成額 (4)					都道府県協議会事務費 (5)	計 (4+5)
	機械利用体系の効率化に係る取組	高収益品目等の導入に係る取組	うち、本取組のみを実施する取組の額	集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組	事務費		
都道府県協議会 (1)							
地域協議会合計 (2)							
地域農業再生協議会		別紙のとおり					
地域農業再生協議会							
再編事業者合計 (3)							
地域農業再生協議会							
地域農業再生協議会							
合計 (1+2+3)							

注：計画変更により修正を行う場合は見え消し又は二段書きなどにより修正箇所がわかるように記載してください。

第7 取組の明細

別紙のとおり

注1：総括表については別紙1を、取組ごとの個票については別紙2を使用してください。

注2：地域協議会段階で取組を行う場合、地域事業計画及びその添付書類(別紙1・別紙2)の写しも添付してください。

注3：再編事業者が取組を行う場合、集出荷・加工処理プランの写しも添付してください。

第6 平成26年度事業計画総括表

基金造成額

796,558千円

過年度実施額

今年度計画額

(単位:千円)

協議会名	取組に係る助成額(④)					都道府県協議会事務費(⑤)	計(④+⑤)
	機械利用体系の効率化に係る取組	高収益品目等の導入に係る取組	うち、本取組のみを実施する取組の額	集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組	事務費		
都道府県協議会(①)						500	500
地域協議会合計(②)	90,621				24		90,645
上田農業再生協議会	3,416				10		3,426
駒ヶ根市地域農業再生協議会	5,046				1		5,047
箕輪町農業再生協議会	10,298				1		10,299
南信州地域農業再生協議会	6,686				5		6,691
山形村農業再生協議会	5,092						5,092
小谷村農業再生協議会	4,518						4,518
長野市農業再生協議会	6,526						6,526
信濃町農業再生協議会	17,613				7		17,620
飯綱町農業再生協議会	11,258						11,258
飯山市農業再生協議会	6,607						6,607
木島平村農業協議会	8,873						8,873
野沢温泉村農業再生協議会	4,688						4,688
再編事業者合計(③)	0						0
							0
							0
合計(①+②+③)	90,621	0	0	0	24	500	91,145

注: 計画変更により修正を行う場合は見え消し又は二段書きなどにより修正箇所がわかるように記載してください。

取組の明細（総括表）

長野県 農業再生協議会

第 1 取組の総括表

単位：円

整理番号	分類	内容	事業費	助成金	備考
1	4	別添個表のとおり	500,000	500,000	該当無し
合計			500,000	500,000	

注1：「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2：「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

「3」集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組

「4」取組に係る事務経費

注3：「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第 2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

--

注：攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第7条第6項に基づき定めた「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」の決め方を記入してください。優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整した場合には、その方法について記入してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	長野県農業再生協議会	整理番号	1	分類	4
取組名称	県協議会の事務費				
当該取組に係る助成金額	500,000円 (うち仕入れに係る消費税等相当額 該当なし)				
対象作物	-				
対象者	-				
助成上限額	取組事業費の1%以内	助成率	定額		
取組内容	攻めの農業実践緊急対策事業を推進するための経費 ○事業の推進、指導 ○助成金の交付 ○その他事業の取組に必要な業務				
取組要件	攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別表2の事務費の範囲内				
要件の確認方法	内部決裁書類、納品書、請求書、領収書等の書類の写し				
備考					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。
注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

- 「1」機械利用体系の効率化に係る取組
- 「2」高収益品目等の導入に係る取組
- 「4」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金欄」の() 書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかると消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

--

注: 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書に基づき定めた「計画していた額以上の申請があった場合の

攻めの農業実践緊急対策事業

地域事業計画書(地域事業計画実施状況報告書)

都道府県市町村名: 長野県御代田町

事業実施主体名: 御代田町農業再生協議会

事業実施年度 平成26年度

取組の明細（総括表）

御代田町農業再生協議会

第1 取組の総括表

単位：円

整理番号	分類	取組内容	事業費	助成率	助成金	備考
1	1	個票のとおり	5,180,000	リース物件本体 価格（税抜き） の1/2以内	2,590,000	414,400
合計						

注1：「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2：「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3：「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

別紙のとおり

注：異なる取組間で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

第3 地域協議会（事業計画対象地区）内での攻めの農業の実践に向けた取組方針と期待される事業効果について

地域の担い手による効率的機械利用により、生産コストの削減や作業時間の短縮により、生産面積・生産者の拡大、生産者の所得向上を目指す。
事業計画対象地区は野菜生産が盛んな地区であり、攻めの農業の実践により、今後地域から積極的にブランド化を推進していくことが期待される。

第4 本計画実施後の事業効果の発現状況について

注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に定める事業実施状況の報告において記載してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	御代田町農業再生協議会	整理番号※1	1	分類	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械リース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	2,590,000円 (減額した仕入に係る消費税相当額 414,400円)				
対象作物	野菜(ねぎ)				
対象者	リース事業者と、次にあげる者のうち生産効率化後に期間的農作業に従事する者 (担い手)で共同申請する。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農用生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行っている体制を有しているもの)、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社(地方公共団体が出資している法人)				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2(千円未満切捨)	助成率	リース物件本体価格(稲抜き)の1/2以内		
取組内容	取組地域における生産コスト1割削減に向けた次の取組を支援する。 1. 担い手への機械作業の集約化に必要な機械のリース導入に要する経費の助成を行う(リース物件本体価格の1/2以内) 2. 助成対象機械等は別紙のとおり ※1. 本体価格が50万円以上のものに限る(アタッチメントを含む) ※2. 購入選択権付リースは除く。				
取組要件	○担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。 ○5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成すること。 ○担い手を明確化すること。 ○農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとすること。 ○リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。 ○リース事業者と共同申請を行うこと。 ○導入機械の規模が適正であること(「長野県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること)				
要件の確認方法	1 計画申請時(書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写しカタログなど。 2 請求時(現場検査・書類検査) 履行の確認を行う。 【現場検査】○機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】○効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書(支払い済みの場合)など				
備考					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金」欄の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

◎ 攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には、県協議会で定める優先順位の考え方に基つき承認する。

注: 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、どのような調整(助成率を〇%から〇%に減、事業量を〇割減など)を行ったか記入してください。

攻めの農業実践緊急対策事業

地域事業計画書(地域事業計画実施状況報告書)

都道府県市町村名:長野県 上田市

事業実施主体名:上田農業再生協議会

事業実施年度:平成26年度

取組の明細（総括表）

上田農業再生

協議会

第1 取組の総括表

単位：円

整理番号	分類	取組内容	事業費	助成率	助成金	備考
1	1	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成	6,833,706	リース物件本体価格(税抜き)の1/2以内	3,416,000	546,696
2	3	上田農業再生協議会として執行する事務費	10,000	10/10	10,000	該当無し
合計			6,843,706		3,426,000	

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

別添県協議会の定める優先順位のとおり

注: 異なる取組間で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

第3 地域協議会（事業計画対象地区）内での攻めの農業の実践に向けた取組方針と期待される事業効果について

担い手農業者（認定農業者、集落営農組織、担い手就農者）への農地・農作業の集積・集約化等に伴う機械作業の集約化を図り、生産の効率化と生産コストの低減に取り組む。

農業機械の導入にあたって助成対象者は、長野県高性能機械導入計画に基づき、機種選定及び規模決定の根拠を明確にし、生産効率化プラン及び高収益プランを作成することとする。

第4 本計画実施後の事業効果の発現状況について

注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に定める事業実施状況の報告において記載してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	上田農業再生協議会	整理番号※1	1	分類※2	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	3,416,000円 (うち仕入れに係る消費税等相当額 546,696円)				
対象作物	水稻				
対象者	農事組合法人				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2(千円未満切捨)	助成率	リース物件本体価格(税抜き)の1/2以内		
取組内容	取組地域における生産コスト▲1割に向けた次の取組を支援する。 1 担い手への機械作業の集約化に必要な機械のリース導入に要する経費 (※1) の助成を行う (リース物件本体価格の1/2以内) (※2)。 2 助成対象機械等は別紙のとおり (県協議会で設定)。 ※1 本体価格が50万円以上のものに限る (アタッチメントを含む)。 ※2 購入選択権付リースは除く。 ○ 担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。 ○ 5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。 ○ 担い手を明確化すること。 ○ 農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○ プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとする。 ○ リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。 ○ リース事業者と共同申請を行うこと。 ○ 導入機械の規模が適正であること (「長野県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。) (注) 地域の実情に応じて適宜要件を追加。				
取組要件	1 計画申請時 (書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書 (生産効率化プラン) ○ 申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど 2 請求時 (現場検査・書類検査) リース価格等の妥当性とともに、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○ 機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】 ○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書 (生産効率化プラン) ○ リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書 (支払い済みの場合) など				
要件の確認方法					
備考					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3：「当該取組に係る助成金」欄の（ ）書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

◎ 攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には、県協議会で定める優先順位の考え方に基づき承認する。
--

注：「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、どのような調整(助成率を〇%から〇%に減、事業量を〇割減など)を行ったか記入してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	上田農業再生協議会	整理番号	2	分類	4
取組名称	上田農業再生協議会として執行する事務費				
当該取組に係る助成金額	10,000円 (うち仕入れに係る消費税等相当額 該当なし)				
対象作物	-				
対象者	-				
助成上限額		助成率		定額	
取組内容	攻めの農業実践緊急対策事業を推進するための検討会の開催等に要する経費 ○ 事業の推進・指導 ○ 業務方法書等に定められた書類作成 ○ 申請内容の確認 ○ その他事業の取組に必要な業務				
取組要件	攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別表2の事務費の範囲内				
要件の確認方法	○ 経費の必要性 ○ 委託先や発注先選定の妥当性 ○ 価格等の妥当性 ○ 履行の確認 【確認種類】 発注等に係る内部決裁の書類、納品書、請求書、領収書、委託契約に係る書類の写しなど				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

--

攻めの農業実践緊急対策事業

地域事業計画書(地域事業計画実施状況報告書)

都道府県市町村名:長野県 駒ヶ根市

事業実施主体名:駒ヶ根市地域農業再生協議会

事業実施年度:平成26年度

取組の明細（総括表）

駒ヶ根市地域農業再生

協議会

第1 取組の総括表

単位：円

整理番号	分類	取組内容	事業費	助成率	助成金	備考
1	1	個票のとおり	10,093,000	リース物件本体 価格(税抜き)の 1/2以内	5,046,000	807,440
2	3	個票のとおり	1,000	定額	1,000	該当なし
合計			10,094,000		5,047,000	

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

別添県協議会の定める優先順位のとおり

注: 異なる取組間で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

第3 地域協議会（事業計画対象地区）内での攻めの農業の実践に向けた取組方針と期待される事業効果について

担い手農業者への農地・農作業の集積・集約化等に伴う機械作業の集約化を図り、生産の効率化と生産コストの低減に取り組む。

第4 本計画実施後の事業効果の発現状況について

注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に定める事業実施状況の報告において記載してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	駒ヶ根市地域農業再生協議会	整理番号※1	1	分類※2	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	5,046,000円 (うち仕入れに係る消費税等相当額 807,440円)				
対象作物	水稻				
対象者	生産効率化後に基幹的農作業に従事する者(担い手)とする。 (農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるもの)とし、事業実施及び会計手続きを適正に行いうる体制を有しているもの))				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2(千円未満切捨)	助成率	リース物件本体価格(税抜き)の1/2以内		
取組内容	取組地域における生産コスト▲1割に向けた次の取組を支援する。 1 担い手への機械作業の集約化に必要な機械のリース導入に要する経費の助成を行う (リース物件本体価格の1/2以内) 2 助成対象機械等は別紙のとおり(県協議会で設定) ※1 本体価格が50万円以上のものに限る(アタッチメントを含む) ※2 購入選択権付リースは除く				
取組要件	○ 担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。 ○ 5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。 ○ 担い手を明確化すること。 ○ 農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○ プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとすること。 ○ リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。 ○ リース事業者と共同申請を行うこと。 ○ 導入機械の規模が適正であること(「長野県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。)				
要件の確認方法	1 計画申請時(書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン)の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど 2 請求時(現場検査・書類検査) 履行の確認を行う。かかる写真撮影等により実施 【現場検査】 ○ 機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 ○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン)の写し ○ リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書(支払い済みの場合)など				
備考					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、...と順番に番号を記入してください。
注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。
「1」機械利用体系の効率化に向けた取組
「2」高収益品目等の導入に向けた取組
「3」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金」欄の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

◎ 攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

注: 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、どのような調整(助成率を〇%から〇%に減、事業量を〇割減など)を行ったか記入してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	駒ヶ根市地域農業再生協議会	整理番号※1	2	分類※2	3
取組名称	農業再生協議会として執行する事務費				
当該取組に係る助成金額	1,000円 (うち仕入れに係る消費税等相当額 該当なし)				
対象作物	-				
対象者	-				
助成上限額		助成率	定額		
取組内容	攻めの農業実践緊急対策事業を推進するための検討会の開催等に要する経費 ○事業の推進・指導 ○業務方法書等に定められた書類作成 ○申請内容の確認 ○その他事業の取組に必要な業務				
取組要件	攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別表2の事務費の範囲内				
要件の確認方法	経費の必要性 委託先や発注先選定の妥当性 価格等の妥当性 履行の確認 【確認種類】 発注等に係る内部決裁の書類、納品書、請求書、領収書、委託契約に係る書類の写しなど				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

--

攻めの農業実践緊急対策事業

地域事業計画書(地域事業計画実施状況報告書)

都道府県市町村名: 長野県上伊那郡箕輪町

事業実施主体名: 箕輪町農業再生協議会

事業実施年度: 平成26年度

取組の明細（総括表）

箕輪町農業再生

地域協議会

第1 取組の総括表

単位：円

整理番号	分類	取組内容	事業費	助成率	助成金	備考
1	1	個票のとおり	20,597,000	リース物件購入価格 (税抜き)の1/2以内	10,298,000	1,647,760
3	3	個票のとおり	1,000	定額	1,000	該当なし
合計			20,598,000		10,299,000	

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

別添県協議会の定める優先順位のとおり

注: 異なる取組間で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

第3 地域協議会（事業計画対象地区）内での攻めの農業の実践に向けた取組方針と期待される事業効果について

農業者の減少や高齢化対策として、農地・農作業の集積・集約化を推進するため、担い手農業者（認定農業者、集落営農組織、担い手就農者）の機械作業の集約化を図り、生産の効率化と生産コストの低減に取り組む。農業機械の導入にあたって助成対象者は、機種選定及び規模決定の根拠を明確にし、生産効率化プランを作成することとする。

第4 本計画実施後の事業効果の発現状況について

注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に定める事業実施状況の報告において記載してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	箕輪町農業再生協議会		整理番号※1	1	分類※2	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成					
当該取組に係る助成金額	10,298,000 円 (うち仕入れに係る消費税等相当額 1,647,760円)					
対象作物	水稻・WCS・そば・麦					
対象者	リース事業者と、次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹的農作業に従事する者(担い手)で共同申請する。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続を適正に行っている体制を有しているもの)、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業者、⑧公社(地方公共団体が出資している法人)					
助成上限額	リース物件本体の標準希望小売価格の1/2(千円未満切り捨て)	助成率	リース物件購入価格(税抜き)の1/2以内			
取組内容	取組地域における生産コスト▲1割に向けた次の取組を支援する。 1 担い手への機械作業の集約化に必要な機械のリース導入に要する経費(※1)の助成を行う(リース物件本体価格の1/2以内)(※2) 2 助成対象機械等は別紙のとおり(地域協議会で設定) ※1 本体価格が50万以上のものに限る(アタッチメントを含む) ※2 購入選択権付リースは除く。					
取組要件	○担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。 ○5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。 ○担い手を明確化すること。 ○農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○プランに基づき効率化等を図る作業については、全ての基幹的農業者が実施することとすること。 ○リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。 ○リース事業者と共同申請を行うこと。 ○導入機械の規模が適正であること(「長野県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。)					
要件の確認方法	1 計画申請時(書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど 2 請求時(現場検査・書類審査) 履行の確認を行う。 リース価格等の妥当性とともに、履行の確認を行う。 【現場検査】○機械本体の型式、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】○リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書(支払い済みの場合など)					
備考						

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金」欄の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

◎ 攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

注: 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、どのような調整(助成率を○%から○%に減、事業量を○割減など)を行ったか記入してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	箕輪町地域農業再生協議会	整理番号※1	2	分類※2	3
取組名称	農業再生協議会として執行する事務費				
当該取組に係る助成金額	1,000円 (うち仕入れに係る消費税等相当額 該当なし)				
対象作物	-				
対象者	-				
助成上限額		助成率		定額	
取組内容	攻めの農業実践緊急対策事業を推進するための検討会の開催等に要する経費 ○事業の推進・指導 ○業務方法書等に定められた書類作成 ○申請内容の確認 ○その他事業の取組に必要な業務				
取組要件	攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別表2の事務費の範囲内				
要件の確認方法	経費の必要性 委託先や発注先選定の妥当性 価格等の妥当性 履行の確認 【確認種類】 発注等に係る内部決裁の書類、納品書、請求書、領収書、委託契約に係る書類の写しなど				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

--

攻めの農業実践緊急対策事業

地域事業計画書(地域事業計画実施状況報告書)

都道府県市町村名: 長野県 飯田市 松川町

事業実施主体名: 南信州地域農業再生協議会

事業実施年度: 平成26年度

取組の明細（総括表）

南信州

地域農業再生協議会

第1 取組の総括表

整理番号	分類	取組内容	事業費	助成率	助成金	備考
1	1	個票のとおり	7,363,519	リース物件本体の標準 小売価格の1/2（千円未満切り捨て）	3,681,000	該当なし
2	1	個票のとおり	6,011,000	リース物件本体の標準 小売価格の1/2（千円未満切り捨て）	3,005,000	該当なし
3	3	個票のとおり	5,000	地域協議会の取り組み 事業費の1%以内	5,000	該当なし
合 計			13,379,519		6,691,000	

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

長野県農業再生協議会が定める優先順位の考え方による。

注: 異なる取組間で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

第3 地域協議会（事業計画対象地区）内での攻めの農業の実践に向けた取組方針と期待される事業効果について

農業者の減少と高齢化が急速に進み、今後もこの現象が続くことが見込まれることから、意欲ある農業者が多様な気候や立地条件を活かして、農地を効率的に活用し、農産物の安定生産、オリジナル性、高品質生産を図るとともに、低コスト・高収益な産地体制への転換により、競争力の高い農業の展開を目指す。

このため、機械利用体系の効率化、高収益作物への作付転換の推進に必要な機械・設備の導入等を推進することで、新たな担い手の更なる確保・育成や他産業との強いつながりによる産業としての広がり形成、企業的な経営感覚を持って農地の集積に取り組む経営体の育成などの経営基盤を強化と、それらの経営体を中心となりえる農業構造の実現が図られる。

第4 本計画実施後の事業効果の発現状況について

注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に定める事業実施状況の報告において記載してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	南信州地域農業再生協議会				整理番号※1	1	分類※2	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成							
当該取組に係る助成金額	3,681,000円 (減額した仕入れに係る消費税相当額 該当なし)							
対象作物	水稻							
対象者	担い手農業者							
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格(消費税除く)の1/2(千円未満切り捨て)	助成率		リース物件本体価格(消費税除く)の1/2以内				
取組内容	地域における生産コストの1割以上削減に向け、集約化に必要な機械のリース導入に要する経費の助成を行う。 ・本体価格が50万円以上(アタッチメントを含む)の物に限る。 ・購入選択権付リースは除く。							
取組要件	・担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画を有すること。 ・5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成すること。 ・担い手を明確化すること。 ・生産コストを1割以上削減する目標を設定すること。 ・効率化を図る作業については、基幹的農業者が全て実施すること。 ・リース業者と共同申請すること。 ・導入する機械の規模が適正であること。							
要件の確認方法	申請時：生産効率化プラン 機械の利用計画、見積り書、カタログ 長野県特定高性能機械導入計画 請求時：機械本体型番、格納場所がわかる写真等 生産効率化プラン 発注書、納品書、請求書、領収書など							
備考								

注1： 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2： 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3： 「当該取組に係る助成金」欄の() 書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

◎ 攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

--

注： 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、どのような調整(助成率を〇%から〇%に減、事業量を〇割減など)を行ったか記入してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	南信州地域農業再生協議会	整理番号※1	2	分類※2	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	3,005,000円 (減額した仕入れに係る消費税相当額 該当なし)				
対象作物	ねぎ				
対象者	担い手農業者				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格(消費税除く)の1/2 (千円未満切り捨て)	助成率	リース物件本体価格(消費税除く)の1/2以内		
取組内容	地域における生産コストの1割以上削減に向け、集約化に必要な機械のリース導入に要する経費の助成を行う。 ・本体価格が50万円以上(アタッチメントを含む)の物に限る。 ・購入選択権付リースは除く。				
取組要件	・担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画を有すること。 ・5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成すること。 ・担い手を明確化すること。 ・生産コストを1割以上削減する目標を設定すること。 ・効率化を図る作業については、基幹的農業者が全て実施すること。 ・リース業者と共同申請すること ・導入する機械の規模が適正であること。				
要件の確認方法	申請時：生産効率化プラン 機械の利用計画、見積り書、カタログ 長野県特定高性能機械導入計画 請求時：機械本体型番、格納場所がわかる写真等 生産効率化プラン 発注書、納品書、請求書、領収書など				
備考					

注1：「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2：「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3：「当該取組に係る助成金」欄の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

◎ 攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

--

注：「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、どのような調整(助成率を〇%から〇%に減、事業量を〇割減など)を行ったか記入してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	南信州地域農業再生協議会	整理番号※1	3	分類※2	3
取組名称	地域協議会として執行する事務費				
当該取組に係る助成金額	5,000円 (減額した仕入れに係る消費税相当額 該当なし)				
対象作物	-				
対象者	地域協議会自ら行うもの				
助成上限額		助成率		定額	
取組内容	攻めの農業実践緊急対策事業を推進するための経費 ○事業の推進、指導 ○助成金の交付 ○その他事業の取組に必要な業務				
取組要件	攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別表2の事務費の範囲内				
要件の確認方法	発注にかかる内部決裁書類、納品書、請求書、領収書、委任契約にかかわる書類の写し等。				
備考					

○

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金」欄の() 書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

◎ 攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

--

注: 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、どのような調整(助成率を○%から○%に減、事業量を○割減など)を行ったか記入してください。

攻めの農業実践緊急対策事業

地域事業計画書(地域事業計画実施状況報告書)

都道府県市町村名:長野県東筑摩郡山形村

事業実施主体名:山形村農業再生協議会

事業実施年度:平成26年度

取組の明細（総括表）

山形村

地域協議会

第1 取組の総括表

単位：円

整理番号	分類	取組内容	事業費	助成率	助成金	備考
1	1	個票のとおり	10,185,000	リース物件購入 価格（税抜き） の1/2以内	5,092,000	814,800
合計			10,185,000		5,092,000	

注1：「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2：「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3：「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

計画して額以上の申請があった場合には、県協議会で定める優先順位の考え方にに基づき承認する。

注：異なる取組間で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

第3 地域協議会（事業計画対象地区）内での攻めの農業の実践に向けた取組方針と期待される事業効果について

農業者の減少と高齢化が進むにつれ不作付地が虫食い状態で増え、山際ではイノシシ等の被害による作付け意欲の減少で遊休荒廃農地が増えている。それに対応すべく土地の集約化を急速に図っているが、それに応じてもらえる農業者の生産能力・機動力が追い付いていない。限られた労力で作業を実施するため、この事業における農業機械の導入は、効率的に生産が行なえ、かつ生産コストの低減が期待でき、しいては不作付地の解消も望める。一方で機械作業の集約化により作業から解放された農業者は、負担軽減により新たに質の高い取組ができたりと新しい取組が生まれることも期待できる。

第4 本計画実施後の事業効果の発現状況について

--

注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に定める事業実施状況の報告において記載してください。

取組の明細(個票)

協議会名	山形村農業再生協議会	整理番号※1	1	分類※2	1			
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成							
当該取組に係る助成金額	5,092,000円 (減額した仕入れに係る消費税相当額 814,800円)							
対象作物	飼料作物							
対象者	リース事業者と共同申請する農業者							
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2(千円未満切捨)	助成率	リース物件本体価格(税抜き)の1/2以内					
取組内容	取組地域における生産コスト▲1割に向けた次の取組を支援する。 1. 担い手への機械作業の集約化に必要な機械のリース導入に要する経費(*1)の助成を行なう(リース物件本体価格の1/2以内) (*2) 2. 助成対象機械等は県協議会で設定した別紙のとおり *1 本体価格が50万円以上のものに限る(アタッチメントを含む)。 *2 購入選択権付リースは除く。							
取組要件	○担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。 ○5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。 ○担い手を明確化すること。 ○農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。 と。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとするこ と。 ○リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。 ○リース事業者と共同申請を行なうこと。 ○導入機械の規模が適正であること(「長野県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。)							
要件の確認方法	1 計画申請時(書類審査) 以下の書類により要件の確認を行なう。 【確認書類】○効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書の写し、カタログなど 2 請求時(現場検査・書類検査) リース価格等の妥当性とともに、履行の確認を行なう。 【現場検査】○機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】○効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書(支払済みの場合)など							
備考								

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。
注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組
「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金」欄の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

◎ 攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

注：「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、どのような調整（助成率を〇％から〇％に減、事業量を〇割減など）を行ったか記入してください。

攻めの農業実践緊急対策事業

地域事業計画書(地域事業計画実施状況報告書)

都道府県市町村名: 長野県

事業実施主体名: 小谷村農業再生協議会

事業実施年度: 平成26年度

取組の明細（総括表）

小谷村農業再生協議会

第1 取組の総括表

単位：円

整理番号	分類	取組内容	事業費	助成率	助成金	備考
1	1	個票のとおり	3,100,000	リース物件本体 価格（税抜き） の1/2以内	1,550,000	248,000
2	1	個票のとおり	5,936,000	リース物件本体 価格（税抜き） の1/2以内	2,968,000	474,880
合計			9,036,000		4,518,000	

注1：「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2：「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3：「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

別添県協議会が定める優先順位のとおり

注：異なる取組間で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

第3 地域協議会（事業計画対象地区）内での攻めの農業の実践に向けた取組方針と期待される事業効果について

対象区域では、そばと水稻の作付を主に行っているが、高齢化と機械の老朽化が進行しており、担い手確保と機械投資が課題である。生産意欲が低下し農地の遊休化が懸念され、担い手への作業集積や機械の共同利用を推進する必要性が高まっている。本事業により、地域内での農作業受託の促進と担い手への利用集積が期待でき、担い手農家の生産効率化と生産コスト低減を図る。

第4 本計画実施後の事業効果の発現状況について

注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に定める事業実施状況の報告において記載してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	小谷村農業再生協議会	整理番号※1	1	分類※2	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	1, 550, 000円 (減額した仕入れに係る消費税相当額 248, 000円)				
対象作物	そば、水稻				
対象者	農業者の組織する組合				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2(千円未満切捨)	助成率	リース物件本体価格(税抜)の1/2以内		
取組内容	取組地域における生産コスト1割削減に向けた次の取組を支援する。 1. 担い手への機械作業の集約化に必要な機械のリース導入に要する経費の助成を行う (リース物件本体価格の1/2以内) 2. 助成対象機械等は別紙のとおり ※1. 本体価格が50万円以上のものに限る(アタッチメントを含む) ※2. 購入選択権付リースは除く。				
取組要件	○担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。 ○5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成すること。 ○担い手を明確化すること。 ○農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとすること。 ○リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。 ○リース事業者と共同申請を行うこと。 ○導入機械の規模が適正であること(「長野県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること)				
要件の確認方法	1 計画申請時(書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書の写し、カタログなど。 2 請求時(現場検査・書類検査) リース価格等の妥当性とともに、履行の確認を行う。 【現場検査】○機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】○効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書(支払い済みの場合) など				
備考					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。
「1」機械利用体系の効率化に向けた取組
「2」高収益品目等の導入に向けた取組
「3」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金」欄の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

--

注: 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、どのような調整(助成率を○%から○%に減、事業量を○割減など)を行ったか記入してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	小谷村農業再生協議会	整理番号※1	2	分類※2	1
取組名称	効率化的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	2, 968, 000円 (減額した仕入れに係る消費税相当額 474, 880円)				
対象作物	水稲、そば				
対象者	農業者の組織する組合				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2(千円未満切捨)	助成率	リース物件本体価格(税抜)の1/2以内		
取組内容	取組地域における生産コスト1割削減に向けた次の取組を支援する。 1. 担い手への機械作業の集約化に必要な機械のリース導入に要する経費の助成を行う(リース物件本体価格の1/2以内) 2. 助成対象機械等は別紙のとおり ※1. 本体価格が50万円以上のものに限る(アタッチメントを含む) ※2. 購入選択権付リースは除く。				
取組要件	○担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。 ○5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成すること。 ○担い手を明確化すること。 ○農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとすること。 ○リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。 ○リース事業者と共同申請を行うこと。 ○導入機械の規格が適正であること(「長野県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること)」				
要件の確認方法	1 計画申請時 (書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○効率化的機械利用体系構築事業取組計画書 (生産効率化プラン) ○申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど。 2 請求時 (現場検査・書類検査) リース価格等の妥当性とともに、履行の確認を行う。 【現場検査】○機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】○効率化的機械利用体系構築事業取組計画書 (生産効率化プラン) ○リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書 (支払い済みの場合) など				
備考					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、...と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金」欄の() 書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

◎ 攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

--

注: 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、どのような調整(助成率を○%から○%に減、事業量を○割減など)を行ったか記入してください。

攻めの農業実践緊急対策事業

地域事業計画書

都道府県市町村名：長野県長野市

事業実施主体名：長野市農業再生協議会

事業実施年度：平成26年度

取組の明細（総括表）

長野市農業再生協議会

第1 取組の総括表

整理番号	分類	取組内容	事業費	助成率	助成金	備考
1	1	個票のとおり	14,096,160	リース物件 本体価格 (税抜き) の1/2以内	6,526,000	1,044,160
合計			14,096,160		6,526,000	

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

計画していた額以上の申請があった場合には、県協議会で定める優先順位の考え方にに基づき承認する。

注: 異なる取組間で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

第3 地域協議会（事業計画対象地区）内での攻めの農業の実践に向けた取組方針と期待される事業効果について

意欲ある農業者が農地を集積することにより、農地の効率的活用を進め、低コスト・高収益な産地体制への転換できるよう、機械利用体系の効率化、高収益作物への作付転換及び集出荷施設等の再編合理化の推進に必要な機械・設備の導入等を推進し、競争力の高い農業の展開を目指す。。

第4 本計画実施後の事業効果の発現状況について

注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に定める事業実施状況の報告において記載してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	長野市農業再生協議会	整理番号	1	分類	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	6, 526, 000円 (減額した仕入れに係る消費税相当額 1, 044, 160円)				
対象作物	水稻・大豆				
対象者	リース事業者と、次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹的農作業に従事する者(担い手)で共同申請する。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行いうる体制を有しているもの)、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社(地方公共団体が出資している法人)				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2(千円未満切捨)	助成率	リース物件本体価格(税抜き)の1/2以内		
取組内容	取組地域における生産コスト▲1割に向けた次の取組を支援する。 1 担い手への機械作業の集約化に必要な機械のリース導入に要する経費(※1)の助成を行う(リース物件本体価格の1/2以内)(※2)。 2 助成対象機械等は別紙のとおり(県協議会で設定)。 ※1 本体価格が50万円以上のものに限る(アタッチメントを含む)。 ※2 購入選択権付リースは除く。				
取組要件	○ 担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。 ○ 5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。 ○ 担い手を明確化すること。 ○ 農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○ プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとすること。 ○ リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。 ○ リース事業者と共同申請を行うこと。 ○ 導入機械の規模が適正であること(「長野県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。) (注) 地域の実情に応じて適宜要件を追加。				
要件の確認方法	1 計画申請時(書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○ 申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど 2 請求時(現場検査・書類審査) リース価格等の妥当性とともに、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○ 機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】 ○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○ リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書(支払い済みの場合)など				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づき調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には、県協議会で定める優先順位の考え方に基づき承認する。

攻めの農業実践緊急対策事業

地域事業計画書(地域事業計画実施状況報告書)

都道府県市町村名: 長野県飯綱町

事業実施主体名: 飯綱町地域農業再生協議会

事業実施年度: 平成26年度

取組の明細（総括表）

飯綱町

地域農業再生協議会

第1 取組の総括表

単位：円

整理番号	分類	取組内容	事業費	助成率	助成金	備考
1	1	個票のとおり	22,516,000	リース物件本体 価格（税抜き） の1/2以内	11,258,000	1,801,280
合計			22,516,000		11,258,000	

注1：「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2：「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3：「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

計画していた額以上の申請があった場合には、県協議会で定める優先順位の考え方に基づき承認する。

注：異なる取組間で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

第3 地域協議会（事業計画対象地区）内での攻めの農業の実践に向けた取組方針と期待される事業効果について

本事業の取り組みより高齢化等により耕作出来なくなってくる農地の遊休荒廃地化を防ぐとともに、中心的な経営体（担い手）に農地を集約して生産コストの削減を図りつつ、持続可能な農業（農村）を行う。

第4 本計画実施後の事業効果の発現状況について

注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に定める事業実施状況の報告において記載してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	飯綱町地域農業再生協議会	整理番号※1	1	分類※2	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	11,258,000円 (うち仕入れに係る消費税等相当額 1,801,280円)				
対象作物	水稻				
対象者	リース事業者と、次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹的農作業に従事する者(担い手)で共同申請する。				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2(千円未満切捨て)	助成率	リース物件本体価格(税抜き)の1/2以内		
取組内容	取組地域における生産コストの▲1割に向けた次の取り組みを支援する。 1 担い手への機械作業の集約化に必要な機械のリース導入に要する経費の助成を行う。(リース物件本体価格の1/2以内) 2 助成対象機械・条件等は県協議会で設定したものを準用する。				
取組要件	○担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。 ○5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。 ○農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領によること。 ○リース事業者と共同で申請すること。 ○導入機械の規模が適正であること。				
要件の確認方法	1 計画申請時(書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。構築事業取組計画書(生産効率化プラン) 【確認書類】○効率的機械利用体系の算定根拠、概算見積書等の写し、カタログなど ○能力・台数などの算定根拠、概算見積書等の写し、カタログなど 2 請求時(現場審査・書類審査) 【現場審査】○機械本体の型番、格納場所などを写真撮影等により実施する。 【確認書類】○リース導入に係る関係書類(発注書、領収書)などによる。				
備 考					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金」欄の() 書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

◎ 攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

注: 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、どのような調整(助成率を○%から○%に減、事業量を○割減など)を行ったか記入してください。

攻めの農業実践緊急対策事業

地域事業計画書

都道府県市町村名:長野県 信濃町

事業実施主体名:信濃町農業再生協議会

事業実施年度:平成26年度

取組の明細（総括表）

信濃町農業再生協議会

第1 取組の総括表

整理番号	分類	取組内容	事業費	助成率	助成金	備考
1	1	別添個票のとおり	35,226,000	リース物件本体 価格（税抜）の 1/2以内	17,613,000	2,818,080
2	3	別添個票のとおり	7,000	10/10	7,000	該当なし
合計			35,233,000		17,620,000	

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

計画していた額以上の申請があった場合には、県協議会で定める優先順位の考え方にに基づき承認する。

注: 異なる取組間で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

第3 地域協議会（事業計画対象地区）内での攻めの農業の実践に向けた取組方針と期待される事業効果について

担い手農業者（認定農業者、集落営農組織、担い手就農者）への農地・農作業の集積・集約化等に伴う機械作業の集約化を図り、生産の効率化と生産コストの低減に取り組む。

農業機械の導入にあたって助成対象者は、長野県高性能機械導入計画に基づき、機種選定及び規模決定の根拠を明確にし、生産効率化プラン及び高収益プランを作成することとする。

この取組により、生産の効率化や生産コストの削減が図られ、収益性の向上が見込まれる。収益の向上により、さらなる規模拡大等に繋がることが期待される。

第4 本計画実施後の事業効果の発現状況について

注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に定める事業実施状況の報告において記載してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	信濃町農業再生協議会	整理番号	1	分類	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	17,613,000円 (減額した仕入れに係る消費税相当額 2,818,080円)				
対象作物	水稻、小麦、大豆、そば、新規需要米				
対象者	リース事業者と、次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹的農作業に従事する者(担い手)で共同申請する。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行っている体制を有しているもの)、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社(地方公共団体が出資している法人)				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2(千円未満切り捨て)	助成率	リース物件本体価格(税抜)の1/2以内		
取組内容	取組地域における生産コスト△1割に向けた次の取組を支援する。 1 担い手への機械作業の集約化に必要な機械のリース導入に要する経費(※1)の助成を行う(リース物件本体価格の1/2以内) (※2) 2 助成対象機械等は別紙のとおり(県協議会で設定) ※1 本体価格が50万円以上のものに限る。(アタッチメントを含む) ※2 購入選択権付リースは除く。				
取組要件	○担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。 ○5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。 ○担い手を明確化すること。 ○農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとすること。 ○リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。 ○リース事業者と共同申請を行うこと。 ○導入機械の規模が適正であること。(「長野県特定高性能機械導入計画」に定められた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。)				
要件の確認方法	1 計画申請時(書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書の写し、カタログなど 2 請求時(現場検査・書類検査) リース価格等の妥当性とともに、履行の確認を行う。 【現場検査】○機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】○効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書(支払済みの場合)など				
備考					

◎ 攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

無

注: 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、どのような調整(助成率を○%から○%に減、事業量を○割減など)を行ったか記入してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	信濃町農業再生協議会	整理番号	2	分類	3
取組名称	農業再生協議会として執行する事務費				
当該取組に係る助成金額	7,000円 (減額した仕入れに係る消費税相当額 該当なし)				
対象作物	—				
対象者	—				
助成上限額		助成率		定額	
取組内容	攻めの農業実践緊急対策事業の取組に要する経費 ○事業の推進・指導 ○業務方法書等に定められた書類作成 ○申請内容の確認 ○助成金の支払 ○その他事業の取組に必要な業務				
取組要件	攻めの農業自薦緊急対策事業実施要領別表2の事務費の範囲内				
要件の確認方法	○経費の必要性 ○委託先や発注先選定の妥当性 ○価格等の妥当性 ○履行の確認 【確認書類】 発注等に係る内部決裁の書類、納品書、請求書、領収書、委託契約に係る書類の写しなど				
備考					

◎ 攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

--

攻めの農業実践緊急対策事業

地域事業計画書(地域事業計画実施状況報告書)

都道府県市町村名:長野県飯山市

事業実施主体名:飯山市農業再生協議会

事業実施年度:平成26年度

取組の明細（総括表）

飯山市農業再生 協議会

第1 取組の総括表

整理番号	分類	取組内容	事業費	助成率	助成金	備考
1	1	個票のとおり	13,215,000	リース物件購入 価格（税抜き） の 1/2以内	6,607,000	1,057,200
合計			13,215,000		6,607,000	

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

別添の県協議会の定める優先順位のとおり

注: 異なる取組間で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

第3 地域協議会（事業計画対象地区）内での攻めの農業の実践に向けた取組方針と期待される事業効果について

【取組方針】

担い手への農地・農作業の集積・集約化により機械作業の集約化を図り、生産効率化と地域平均生産コスト比1割減に取り組む。

【事業効果】

取組農業者はそばの生産から加工、販売までを一貫して行っている。本年度既存品種から長野県が推奨する信州ひすいそばへの転換・生産拡大を行うが、機械導入により作業時間が削減されることから適期刈取り等が実現され質の高いそばの生産が期待される。また、これにより観光客等により品質の高いそばを提供することができることから、更なる地域の活性化が期待され、併せて農地の遊休荒廃地化防止も効果として期待される。

第4 本計画実施後の事業効果の発現状況について

注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に定める事業実施状況の報告において記載してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	飯山市農業再生協議会	整理番号※1	1	分類※2	1
取組名称	効率化機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	6,607,000円 (うち仕入れに係る消費税等相当額 1,057,200円)				
対象作物	そば				
対象者	担い手農業者				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2(千円未満切捨)	助成率	リース物件本体価格(税抜き)の1/2以内		
取組内容	生産コスト1割減に向けた次の取組を支援する。 1 担い手への機械作業の集約化に必要な機械のリース導入に要する経費(※1)の助成を行う(リース物件本体価格の1/2以内)(※2) ※1 本体価格が50万円以上のものに限る(アタッチメントを含む)。 ※2 購入選択権付リースは除く。 ○担い手への機械作業集約により、生産効率化を図る計画をすること。 ○5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。 ○担い手を利用体系により生産効率化すること。 ○農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。 ○リース事業者と共同申請を行うこと。 ○導入機械の規模が適正であること(「長野県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。)				
取組要件					
要件の確認方法	1 計画申請時(書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。構築事業取組計画書(生産効率化プラン)【確認書類】 ○効率化機械利用体系構築事業取組計画、能力・台数などの算定根拠、概算見積書等の写し、カタログ 2 請求時(現場検査・書類検査) リース価格等の妥当性とともに、履行の確認を行う。写真撮影等により実施【現場検査】 ○機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施【確認書類】 ○効率化機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書(支払い済みの場合)など				
備考					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、...と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。
「1」機械利用体系の効率化に向けた取組
「2」高収益品目等の導入に向けた取組
「3」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金」欄の() 書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

◎ 攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

注: 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、どのような調整(助成率を〇%から〇%に減、事業量を〇割減など)を行ったか記入してください。

攻めの農業実践緊急対策事業

地域事業計画書(地域事業計画実施状況報告書)

都道府県市町村名: 長野県 木島平村

事業実施主体名: 木島平村農業再生協議会

事業実施年度: 平成26年度

取組の明細（総括表）

木島平村農業再生 協議会

第1 取組の総括表

整理番号	分類	取組内容	事業費	助成率	助成金	備考
1	1	個票のとおり	17,747,100	リース物件本体価格（税抜き）の1/2以内	8,873,000	1,419,768
合計			17,747,100		8,873,000	

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

別添県協議会の定める優先順位のとり

注: 異なる取組間で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

第3 地域協議会（事業計画対象地区）内での攻めの農業の実践に向けた取組方針と期待される事業効果について

○取組方針

担い手農業者への農作業の集積に伴う機械作業の集約化を図り、生産の効率化と生産コストの低減に取り組む。

○事業効果

助成対象者は木島平村農業振興公社（中心経営体）であり、今回の事業実施により集約化を図り、低コストの生産体制の転換を図る。これにより厳しい状況下であるが、競争力の高い農業が展開されることが期待される。また、集約化により遊休農地の発生防止、農地集積につながることも期待され、豊かな農村環境が維持される。

第4 本計画実施後の事業効果の発現状況について

注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に定める事業実施状況の報告において記載してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	木島平村農業再生協議会		整理番号※1	1	分類※2	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成					
当該取組に係る助成金額	8,873,000円 (うち仕入れに係る消費税等相当額 1,419,768円)					
対象作物	大豆・そば					
対象者	農業振興公社					
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2	助成率	リース物件本体価格(税抜き)の1/2以内			
取組内容	生産コスト1割削減に向けた次の取組を支援する。 1 担い手への機械作業の集約化に必要な機会のリース導入に要する経費の助成を行う。 (リース物件本体価格の1/2以内)					
取組要件	○担い手への機械作業集約により、生産効率化を図る計画をすること。 ○5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。 ○担い手を明確にすること。 ○農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○リース期間の設定及びリース料助成額算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。 ○リース事業者と共同申請を行うこと。 ○導入機械の規模が適正であること。〔「長野県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。〕					
要件の確認方法	1 計画申請時(書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○機械の利用計画、能力・台数などの算定根拠、概算見積書等の写し、カタログ 2 請求時(現場検査・書類審査) リース価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】 ○効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書(支払済みの場合) など					
備考						

注1: 「整理番号」欄には「1」,「2」,...と順番に番号を記入してください。
注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組
「2」高収益品目等の導入に向けた取組
「3」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金」欄の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

◎ 攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

注: 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、どのような調整(助成率を○%から○%に減、事業量を○割減など)を行ったか記入してください。

攻めの農業実践緊急対策事業

地域事業計画書(地域事業計画実施状況報告書)

都道府県市町村名:長野県下高井郡野沢温泉村

事業実施主体名:野沢温泉村農業再生協議会

事業実施年度:平成26年度

取組の明細（総括表）

野沢温泉村 農業再生協議会

第1 取組の総括表

単位：円

整理番号	分類	取組内容	事業費	助成率	助成金	備考
1	1	個票のとおり	9,377,000	リース物件本体価格（税抜き）の1/2以内	4,688,000	750,160
合計			9,377,000		4,688,000	

注1：「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2：「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3：「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

別添の県協議会の定める優先順位のとおりに

注：異なる取組間で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

第3 地域協議会（事業計画対象地区）内での攻めの農業の実践に向けた取組方針と期待される事業効果について

<取組方針>

担い手農業者（認定農業者、集落営農組織、担い手就農者）への農地・農作業の集積・集約化等に伴う機械作業の集約化を図り、生産の効率化を生産コストの低減へ取組む。

<事業効果>

助成対象者は村内の大規模農家であり、人・農地プランの中心的経営体に位置づけられている。

今回の事業実施により、集約化を図り、低コストの生産体制への転換を図り、厳しい米生産経営の中であるが競争力の高い農家が期待される。

合わせて集約化により、遊休農地の防止、農地集積へ繋がることも期待され、豊かな農村環境が維持される。

第4 本計画実施後の事業効果の発現状況について

注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に定める事業実施状況の報告において記載してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	野沢温泉村農業再生協議会		整理番号※1	1	分類※2	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成					
当該取組に係る助成金額	4,688,000 円 (うち仕入れに係る消費税等相当額 750,160円)					
対象作物	水稲					
対象者	担い手農業者					
助成上限額	導入物件本体の標準小売価格の1/2(千円未満切捨て)	助成率	導入物件本体価格(税抜き)の1/2以内			
取組内容	取組地域における生産コスト1割削減に向けた次の取組を支援する。 1. 担い手への機械作業の集約化に必要な機械のリース導入に要する経費の助成を行う(リース物件本体価格の1/2以内) 2. 助成対象機械等は別紙のとおり ※1. 本体価格が50万円以上のものに限る(アタッチメントを含む) ※2. 購入選択権付リースは除く。取組地域における生産コストを10%削減に向けた次に取組を支援する。					
取組要件	○担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。 ○5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成すること。 ○担い手を明確化すること。 ○農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとする。 ○リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。 ○リース事業者と共同申請を行うこと。 ○導入機械の規模が適正であること(「長野県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること)					
要件の確認方法	1 計画申請時(書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど 2 請求時(現場検査・書類検査) リース価格等の妥当性とともに、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○機械本体の形番、格納場所などわかる写真撮影等により実施 【確認書類】 ○効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○リース導入に係る入札関係書類等、発注書、請求書、格納書、領収書(支払い済みの場合)など					
備考						

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。
注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

- 「1」機械利用体系の効率化に向けた取組
「2」高収益品目等の導入に向けた取組
「3」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金」欄の() 書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

◎ 攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

注: 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、どのような調整(助成率を○%から○%に減、事業量を○割減など)を行ったか記入してください。